

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	事業対象地の障害者が車椅子を利用することで、座位を保ち、自分で自由に移動できるようになり、身体的および健康的な生活が出来て、将来自立する素地が育成助長される。
(2) 事業の必要性（背景）	(イ) ベトナムでは出産時や幼児期に発症する脳性麻痺のほかに骨髄障害その他の傷病、事故等が原因で肢体不自由になる子どもの80%は治療施設が十分でない農村部に住んでいる。 さらにベトナム戦争で使われた枯葉剤の影響で様々な障害が発症している20歳以下の約20万人の子どもが不自由な生活を送っていると推定されている。 (国連アジア太平洋経済社会委員会推定 2011 年) しかし、ベトナムでは障害児用車椅子は高価であり、政府の補助もないので、肢体不自由の子どもほとんどが車椅子を容易に入手できない。そのために通学や通院も出来ず、自宅で置き去りにされて不自由な生活環境に苦しんでいる状態である。 障害児を持つ家族にとっては家の中での介護や移動、さらに通学通院するときに子どもを背負って運ぶ等の負担が大きい。 (ロ) 当会は2006年6月に現地を訪問してベトナム赤十字の障害児に対する活動を視察し、障害児や枯葉剤被害者の生活や実情や車椅子の有無を調査した結果、車椅子を必要としている障害児が多くいるにもかかわらず、現地で医療器具として適切な車椅子は十分生産されておらず、輸入品は高価で容易に入手できないために車椅子供与が必要であると判断した。 日本の障害児用車椅子は医療機器としての機能を備えた高品質で現地で一台20－30万円するが、特別注文以外は入手できないため、当会から整備再生した車椅子を供与した方がはるかに安価で効果的である。 その結果をベトナム赤十字会長や当会本部責任者に報告し当会の国際人道支援の趣旨や使命を共有し、車椅子の的確な配布と各支部の維持管理について確認し覚書を交わして、これまで6年間でベトナムの1中央直轄市（ハノイ）と11省の農村部や山間部の地域で車椅子を必要とする障害児へ合計845台を供与したが、ベトナム全体58省と5中央直轄市の63の行政区域の内17%の要望にしか応えられていない。 これまで当会が実施したプロジェクトの成果について検証を行ったところ、車椅子を受け取った障害児の身体的および精神的な健康が向上し、重度の障害児を除く90%の支援対象障害者が通学や通院が出来るようになり、家庭の負担も軽減して、幼児を除く60%の支援対

	象障害者は地域の行事や職業訓練などへの参加が容易になっていることが確認できた。 (ハ) 今回、日本 NGO 連携無償資金協力を活用して、重度の障害児で障害児用車椅子を必要とする緊急度の高い北部 4 省を対象地域とし 340 名の障害児に車椅子を貸与することによって、障害児の健康改善と自立を支援し地域全体の福祉向上を目指す社会開発に車椅子が重要な役割を果たすプロジェクトをベトナム赤十字の協力を得て実施する。 (ニ) 当会は、車椅子のハードの提供ばかりでなく、車椅子を供与後車椅子の保守管理、修理部品の無償提供、車椅子のフィッティングのノウハウなど各省赤十字支部を伝える。 (ホ) 2015 年のベトナム各省赤十字支部調査報告によると フート省、タンホア省、バックニン省、ゲーアン省の合計人口 9,026 千人、20 歳以下の脳性麻痺と枯葉剤の影響による障害児合計 4077 名内、車椅子を必要とする障害児は合計 3,804 名とされている。内訳は <table data-bbox="718 952 1085 1108"> <tr> <td>フート省</td><td>525 名</td></tr> <tr> <td>タンホア省</td><td>685 名</td></tr> <tr> <td>バックニン省</td><td>550 名</td></tr> <tr> <td>ゲーアン省</td><td>2044 名</td></tr> </table> (ヘ) 外務省の対ベトナム社会主義共和国国別援助方針の「援助の意義」で、同国の課題の一つとして「保健医療や社会的弱者支援などの未整備や農村地方開発の支援」をあげ、この問題に対する解決支援は我が国の支援方針に合致する旨謳っている。本事業は農村部の社会的弱者支援サービス向上の一助となり、我が国の援助方針に沿うものであると考えられる。	フート省	525 名	タンホア省	685 名	バックニン省	550 名	ゲーアン省	2044 名
フート省	525 名								
タンホア省	685 名								
バックニン省	550 名								
ゲーアン省	2044 名								
(3) 事業内容	1) 日本国内での事業 (イ) 車椅子の収集調達 当プロジェクトについて首都圏にある特別支援学校 30 校の P T A に中古車椅子の提供を呼び掛け、当会がトラックで収集する。 (ハ) 車椅子の洗浄は当会ボランティアが行い、補修等の整備は車椅子メーカーに委託する。 (ハ) 車椅子の輸送 専門業者に依頼して梱包、コンテナ積、海上輸送、現地陸上輸送を行う。事業期間内にコンテナで 170 台ずつ 2 回に分けて輸送する。 (ニ) 当会は全ての椅子を整備した後、車椅子には O D A マークと管理番号のステッカーを貼付し、それぞれのサイズや機能を記した写真付きリストを作成して受け入れ先の各省赤十字支								

	部へ送る。 2) ベトナムでの事業 (イ) ベトナム赤十字各省のそれぞれの支部でベトナム赤十字本部役員、行政保健関係者、ソーシャルワーカー、障害児の保護者を招いて引渡し式を行う。 (ロ) それぞれの省での引渡し式の終了後、各赤十字支部の車椅子の管理者や地域を巡回するソーシャルワーカー等各支部約10名を対象に車椅子の維持管理ノウハウについて、当会がベトナム語で作成した修理マニュアルにもとづいて説明する。 (ハ) さらに、本事業の対象地域の赤十字支部の属する物理療法士が障害児のサイズや症状に適合した車椅子を今回供与する車椅子リストから選び、受益者の保護者と各省赤十字支部が貸与契約を交わして車椅子を貸与する。 原則として、障害児を対象とするが、人道支援として緊急度とニーズが高い大人に貸与することがあることを認める。 (ホ) 各赤十字支部は配布した車椅子に対して受益者管理台帳を作成する。 (ヘ) 各赤十字支部には車椅子が故障や破損した場合には、迅速に対応して修理するように指導する。 壊れたまま放置することなく、整備して必要な障害児に貸与し有効に活用して稼働率を上げるように指導する。 事業開始前に当会とベトナム赤十字本部との間で、車椅子の供与内容、目的と維持管理等について覚書を交わし、当会はベトナム赤十字本部から車椅子の配布と利用状況の報告を毎年受ける。 配布先：ベトナム赤十字 北部4省 (フート省、タンホア省、バックニン省、ゲーアン省) 各支部 各85台
(4) 持続発展性	1) 各支部が支援対象の障害児が成長して適合しなくなった時には、赤十字各支部が保護者との貸与契約に基づいて供与した車椅子を他の子どもに提供する。これによって本件で供与した車椅子の裨益者が増える。 2) 車椅子が破損や故障といった不具合が生じた場合には、当会が各赤十字支部に渡している全車椅子の写真と管理番号のついた車椅子リストを参照して、各赤十字支部は当会へ補修修理のために必要な部品を連絡し、当会は必要な部品を無償で提供するシステムを構築することで継続的な活用が可能になる。 4) 活用状況とその効果については毎年1回当会へ報告する旨の覚書をベトナム赤十字本部と交わし同報告に基づいてフォローアップを

	行う。 ５）このプロジェクトを通じて現地の政府関係者に対して障害児福祉政策につながる車椅子の現地製造の可能性を助言し、障害児に対する物理療法士のリハビリ治療の技術向上、自立支援についての提言を行い、包括的な障害者支援のプロジェクトとして取り組む。
（５）期待される効果と成果を測る指標	１、期待される効果 （イ）対象となる障害児が車椅子を利用することで、自由に動くことができるようになり、外気や紫外線に触れることによって身体的・精神的な健康維持が助長される。さらに車椅子を活用することによって座位が保たれ、骨や筋肉の発達を助け、座って飲食が容易になり、障害児の自立と育成及び社会参加が可能になる。 （ロ）車椅子の利用により、障害児が学校や病院へ行くときに、家族や病院のスタッフが背負ったり、抱いたりすることが不必要になることで、家庭をはじめ周囲の人々の負担を減らすことができる。 （ハ）ほとんど車椅子のない農村部に３４０台の車椅子を障害児に供与することで、地域の人々と障害児との交流が生まれ、地域の人々が障害児の通学や通院さらに職業訓練などを支援できるようになる。 （二）裨益者数 直接裨益者数 ① 本案件によって供与される車椅子の利用者 ３４０名 間接裨益者数 ② ①の介助者（主にその家族、１家族５名として）約１，７００名 ③ 赤十字支部の訪問物理療法士やリハビリセンター職員：２０名 ２、成果を測る指標 ① ８０％の障害児が座位を保持し、筋肉や骨の矯正を助長できる。 ② １００％の障害児が外出して新鮮な空気を吸い、紫外線に当たることができる。 ③ ８０％の障害児が通学や通院が出来るようになる。 ④ １００％の障害児の家族の介護の負担が軽減できる。 ⑤ ８０％の障害児が友達や地域の人々と交流できる。 上記の項目について、車椅子を引渡して１０カ月後に、協会のボランティアが障害児の家庭を訪問し面談して、個々の達成度合いを３段階レベル（Ａ，Ｂ，Ｃ）で評価する。対象障害児の評価をＡ，Ｂ，Ｃに数の合計数によって総合評価をし、供与対象者の８０％が総合評価Ａと評価される。